

大学発新産業創出基金事業 早暁プログラム 2期 ステージ1 公募 Q&A

【制度について】

Q1 本プログラムのメンターとは、どのような役割を担っているのか？

A1 本プログラムでは、起業・投資経験のある方にメンターをお願いしており、事業化人材やプロジェクトの審査、選考、採択プロジェクトの評価、採択者へのメンタリング等を行っていただきます。

Q2 平日は現職の業務があるため、メンタリングを受けたり活動することが難しいが、プログラムの中で平日に行われる研修やミーティング等はあるか？

A2 平日にお仕事をお持ちの方がご応募されることを想定しているため、審査会や合宿型会議等は土日開催で設定しています。ただ、研究者の訪問を行う場合には、研究者の方々から平日を指定される場合もあるかと思しますので、そのような場合は休暇等を取得されるなど、ご調整をお願いします。メンタリングについては、土日や平日夜の実施を想定していますが、メンターと調整して日時を決めていただくこととなります。

Q3 メンタリングの頻度はどのくらいか？メンタリングを受ける際には、メンターには直接会いに行く必要があるか？

A3 メンタリングは月に2回程度を目安としており、対面、オンライン等、メンターおよび事業化人材で調整の上、都合の良い方法で受けることができます。

Q4 事業化人材として採択され、その活動中に起業した場合、事業化人材としての活動をやめなければならないのか？

A4 起業したスタートアップと本プログラムで起業を目指すスタートアップの技術シーズが異なる場合には、事業化人材としての活動を継続することができます。本プログラムで見出したシーズで起業を行う場合には、支援を終了します。

Q5 各事業化人材にメンターが付き、メンタリング等の伴走支援を行うと思うが、メンターは特許取得前の知財情報など、機密性の高い情報について秘密を守ることになっているのか？

A5 メンターについて、JSTからの委嘱時に、業務中に知り得た秘密の漏洩や盗用等を行わない旨、秘密保持についての契約を締結しています。

Q6 ステージ1実施期間中に探索を行う技術シーズについて、対象となる分野に限定はあるか？

A6 対象分野に制限はありませんが、大学等のシーズで研究開発要素のあることが求められます。

- Q7 ステージ 1 実施期間中に、事業化構想について変更（ピボット）することはできるか？
- A7 本プログラムにおいて事業化構想をブラッシュアップする中で、メンター等と協議のうえ、ピボットすることも可能です。
- Q8 本プログラムで検討したビジネスモデルや見出したシーズをもとに、起業ではなく、現在所属する会社において、新しい事業を立ち上げる場合は応募可能か？
- A8 本プログラムの目的はスタートアップ創出ですので、既存事業の新規事業や技術移転を前提としての応募はできません。ただし、活動の結果、技術シーズの活用方法が創業以外の方法を取った方がよいと判明した場合には、JST との協議を行った上で、既存企業の新規事業を立ち上げることや技術移転を行うことを妨げるものではありません。
- Q9 事業化人材に採択された場合、シーズ探索はどのように進めるのか？
- A9 シーズ探索にあたっては、事業化人材ご自身で探していただきます。訪問先の研究者を見つけるために、公開されているデータベースや論文発表、プレスリリース等を活用したり、JST が提供する技術シーズリストを活用することも可能です。
- Q10 ステージ 2 実施中に大学発新産業創出基金事業内のギャップファンドプログラム（D-Global、スタートアップ・エコシステム共創プログラムのプラットフォーム内のプログラム）に応募することは可能か？
- A10 応募することは可能です。大学発新産業創出基金事業で実施している D-Global やスタートアップ・エコシステム共創プログラムのプラットフォーム内のプログラムや START 事業内の起業を目指すプログラムに採択された場合には、当該プログラムの研究開発開始日までに本プログラムの支援は中止とします。
- Q11 活動期間中に、決まった時間に実施される講義はありますか？また、最低限のコミット時間や、必要なエフォートがあれば教えてください。
- A11 採択者には起業に必要な知識の研修動画を提供する予定ですが、録画となっていますので、お時間のある時に見ていただくことが可能です。エフォートについては、シーズ探索やステージ 2 申請書作成等の活動および、毎月行われるメンタリングや合宿会議、成果報告会等のイベント参加に支障のないように確保をお願いします。
- Q12 研究開発費用など、ギャップファンドをいただく事業はありますか？

A12 ステージ 2 からは研究開発費の支援を行います。また、大学発新産業創出基金事業内には、早暁プログラム以外にもディープテック・スタートアップ国際展開プログラム (D-Global) やスタートアップ・エコシステム共創プログラムの各プラットフォーム内で実施しているギャップファンドプログラムがあります。

Q13 取り組み中に知財が発生した場合の取扱いはどうなるのでしょうか？

A13 ステージ 2 の活動において発生した研究開発の成果においては、研究機関の職務発明として研究者の所属機関に帰属となります。

Q14 ステージ 1 について、研究内容など秘密に当たる情報に触れることがあると思いますがその場合は NDA の締結が必要と思います。大学等だと非常に厳しいものがあると思いますが、サポートしていただけますか？

A14 JST において定型の秘密保持誓約書等も用意しています。詳細は採択後にお知らせいたします。

Q15 技術シーズのリスト等は公開いただけるとのことですが、先生へのコンタクトはご支援いただけるのでしょうか？採択された者が、先生に直接連絡をいれるのでしょうか？

A15 技術シーズのリストは採択された事業化人材の方に提供いたします。研究者へのコンタクトにあたっては、JST から研究機関の産連担当の方等にコンタクトを行い、その後は、事業化人材の方から研究者にアポイントメントをとっていただきます。

Q16 ビジネスモデルの構築やブラッシュアップにあたり、支援や助言を受けることができますか？

A16 メンターのメンタリングの中でご相談いただき、ビジネスモデルの構築やブラッシュアップを行っていただくことを想定しています。ステージ 2 においては、JST は研究代表者が所属する機関と委託研究契約を締結し、委託研究費をお支払いします。研究代表者等と調整は必要ですが、その中から事業化人材の活動費を支出することもできますので、市場調査や知財調査等も行っていくことができます。

Q17 事業化をしたいと思っている大学発のシーズの特許が企業との共願であった場合、契約条件等の調整のために支援はありますか？

A17 研究者および研究者が所属する機関と事業化人材間でご対応をお願いしております。

Q18 特許調査や海外での出願費用を支出することは可能ですか？

A18 特許関連経費については、ステージ 2 において委託研究費から支出可能となっています。ただし、維持費等は対象外です。

Q19 メンタリングを受ける際に、事業化人材以外の者（例えば共同創業を想定しているメンバー）の同席は可能ですか？

A19 メンタリングには機密情報が含まれる場合もありますので、ステージ 1 については、外部の方の同席は不可とさせていただきます。ステージ 2 においては、研究計画書のメンバーリストに入れていただければ、メンタリング等へのご同席も可能と考えています。

Q20 研究者とチームアップする際、研究者は創業メンバーに入ることをご想定しなければならないのですか？

A20 研究者がかならずしも創業後の経営陣に入っていただく必要はありません。

Q21 「大学等研究者」は国内限定でしょうか？

A21 国内の大学等の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが要件となっています（ステージ 2 公募要領 2.7 応募要件をご参照ください）。

Q22 現所属に秘密で参加することは可能ですか？

A22 採択後には、所属機関から本プログラムに参加するにあたっての同意書をご提出いただきますので、ご所属先とのご調整をお願いいたします。

Q23 ステージ 2 においても、副業可能でしょうか？

A23 ステージ 2 においても副業可能としております。

Q24 ステージ 2 に関して、研究者と契約しつつ、研究活動を外部委託することも可能でしょうか？

A24 研究開発要素を含まないこと、また、役務仕様が予め決まっている作業のみであれば外注することは可能です。

Q25 シーズの対象は私学のもので国内であれば可能でしょうか？また、海外との共同研究している国内大学の研究は対象でしょうか？

A25 国内の私立大学も対象です。海外との共同研究を行っている国内大学の研究も対象とはなりますが、シーズの要件として、本事業の支援を通じて創出されるスタートアップの実施に関して、その技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意や協力が得られていることが求められます。

Q26 想定している研究者が多忙でエフォート確保が難しいが、シーズの社会実装には関心がある状態だが、その場合は研究室の別の人を代表者として立てることは可能か？

A26 研究代表者の要件として、「事業化人材の構想する事業の核となる技術シーズの発明者であり、研究開発全体に責任を有すること」としていますので、要件を満たす方を研究代表者としていただくことは可能です。

Q27 ステージ 2 終了後はどの程度の成果が求められますか？

A27 プログラム終了後のゴールとして、次フェーズの GAP ファンドへの申請ができるレベルのチームアップと技術シーズを活用したビジネスモデルのブラッシュアップができていることを目標とします。

Q28 事業化人材の他の参画者を追加するタイミングについて教えてください。また、科学的もしくは技術的な成果、どのようなシーズが求められるのでしょうか？

A28 ステージ 2 からは（研究者の所属機関から承諾を得られた場合）必要な参加者を追加してチームとして活動することが可能です。シーズについては、ビジネスモデル作成や顧客ヒアリング等が可能な科学技術であることを要件としています。

【応募・審査について】

Q29 事業化人材に複数の人材からなるチームとして応募することは可能か。また、既にチームを組んでいる場合は複数名で 1 つの課題に応募してもよいか？

A29 チームとしての応募はできません。ステージ 1 の提案ならびに活動は個人（1名）でお願いいたします。ステージ 2 は参加者リストに記載がある方であれば活動に参加することができます。

Q30 海外からの留学生等、外国籍であっても応募することは可能か？

A30 外国籍の方でも応募は可能です。ただし、事業化人材としてのシーズ探索のための活動は日本国内となります。特定類型該当性について、採択後に正しくご申告ください。加えて、提案書類は日本語で作成いただき、面接選考や採択後のメンタリング、会議等は日本語で実施しますので、一定程度の日本語コミュニケーション能力が必要です。

Q31 海外留学生が事業化人材として採択された後、活動期間中に諸般の事情により、その留学元へ帰国しなければならなくなった場合、事業化人材を続けられるのか？

A31 活動場所が、日本国内ではなくなってしまうことから、残念ながら事業化人材としての活動は継続できません。

Q32 ステージ 2 には提案せず、ステージ 1 のみの参加は可能か？

A32 「ステージ 2 に向けた申請書を作成する意志があること」を応募者の要件としていますので、ステージ 1 のみを前提とした参加はできません。

Q33 事業化人材として採択された場合、活動の結果、必ず起業しなければならないのか？

A33 本プログラムは、将来的な起業に向けて活動いただくものではありませんが、まずは現職を続けながら、大学等発の技術シーズの事業化にチャレンジしてみたいという方にご応募いただきたいと考えております。また、活動を行った結果、技術シーズの成果展開の最適な手段が起業ではないという判断になるケースもあるかと考えています。

Q34 現在他のスタートアップ人材育成プログラムや EIR として活動している、もしくはアクセラプログラム、アントレプログラムを受講しているが、参加可能か？

A34 参加されているプログラムに、本プログラムに応募可能かどうかをご確認ください。本プログラムのステージ 1 については、応募要件をすべて満たしていれば応募は可能です。ステージ 2 での研究活動については、過度の集中・不合理な重複の観点から同一実施内容については、不採択、採択取り消し、または研究開発費の減額配分となる可能性があります。応募要件については公募要領でご確認ください。

Q35 学部生や大学院生等、学生の応募は可能か？

A35 応募要件等を満たす方であれば、応募可能です。ただし、学業に支障がないように留意してください。

Q36 すでにスタートアップの起業を経験しているが、応募は可能か？

A36 既に立ち上げたスタートアップの技術シーズとは異なる技術シーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合のみ応募が可能となります。既に起業したスタートアップ等への技術移転が目的の場合、本公募プログラムの趣旨と異なるので、応募できません。

Q37 すでに事業化の想定をしている技術シーズがある場合や、応募者が研究者で自身のシーズで応募する場合は応募可能か？

A37 現時点で事業化したいと思っている技術シーズがある場合も、応募可能です。ただし、事業化構想のブラッシュアップやメンタリング等の活動を通して、想定している技術シーズがビジネスモデルとして成立するかをご確認いただく必要があります。必ずしも本プログラムでの活動の成果が、想定している技術シーズの事業化に結びつくものではないことをご理解ください。また、応募者が研究者であっても、事業化人材はステージ 2 で研究代表者の立場を兼ねることはできません。

Q38 応募時にメンターを指名することはできるか？

A38 事業化人材の担当メンターについては、委員会で決定するため、事業化人材が応募時にメンターを指名することはできません。

Q39 応募者に年齢制限はあるか？

A39 ありません。なお、応募者が、応募時点で満 40 歳未満の場合、選考において一定の優遇措置を行います。

Q40 応募は一人 1 件なのか。事業化構想が異なる（課題が異なる）といった検討の切り分けができれば、同一人物が複数件の応募を行うことは可能か？

A40 人物面重視の選考も含まれますので、原則、応募は一人 1 件までとさせていただきます。なお、異なる事業化構想を複数検討している場合、申請書には最も注力するものをご記載願います。また、事業化人材として採択された場合、ステージ 2 への応募も同様に一人 1 件となります。

Q41 応募段階でどの程度の事業構想を求められるか？

A41 どのような顧客のどんな課題か、何を事業として提供すれば解決できそうか、また、解決に当たって注目している技術シーズについて記載をお願いします。本プログラムでブラッシュアップされますので、現時点での構想で差し支えありません。

Q42 応募にあたり、所属機関の承認を得なければならないのか？

A42 応募時点では所属機関の承認書等のご提出は不要です。ただし、事業化人材に採択された場合には、活動開始までに本公募プログラムに参加することについて、所属機関の同意書（公募要領 参考様式）をご提出いただきます。同意書の提出ができない場合、事業化人材としての採択が取り消しとなります。

Q43 採択された場合に提出する所属機関の同意書について、責任者とは誰に記載してもらえばよいのか？

A43 企業や研究機関に所属している方については、ご所属の部門長相当の方、学生の方は研究室やゼミの教員の方や担任の教員の方の同意を得てください。

Q44 申請書類を直接持参して提出することは可能か？

A44 直接持参いただいても一切受け付け出来ません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。申請書類の提出方法は公募要領をご確認ください。

Q45 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか？

A45 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはEメールからお願いします。また、個別相談会を実施予定ですので、ぜひご活用ください。

Q46 すでに技術が決まっており、近々会社を設立予定ですが、この場合、早暁プログラムに申請可能でしょうか？また、早暁プログラムでの成果を元に、新規に会社を創業するのではなく、既存の企業の新規事業として事業化することは可能でしょうか？

A46 本事業はスタートアップ創出を目的としています。設立予定の会社の事業内容と異なるスタートアップ創出を目的として早暁に申請いただくことは可能ですが、既存会社への技術移転や新規事業を目的とする場合は応募いただくことはできません。

Q47 応募要件の実務経験に関して質問です。“ビジネス経験”は具体的に何年程度の事業会社等での勤務経験を求めるのでしょうか？

A47 ビジネス経験については、経験年数は問いません。

Q48 事業経験について アクセラプログラムやアントレプログラムに参加し、事業化について学んだ経験は該当しますか？

A48 アクセラプログラム受講などのビジネス知識のある方もご応募いただくことは可能です。

Q49 すでに起業しているがまだ事業化が進んでいない企業を支援する目的で応募する事が可能でしょうか？

A49 本プログラムの対象外となります。

Q50 まだ事業を展開していないものの、既に法人登記をしている創業者も対象になりますか？

A50 スタートアップで実施予定のシーズと異なる場合は可能ですが、同一シーズの場合は応募いただくことはできません。既に起業したスタートアップへの技術移転については、本プログラムの対象外です。

Q51 ステージ1に採択され事業化人材として活動後、ステージ2に採択されなかった場合には、どうなりますか？

A51 ステージ2に採択されなかった場合には、その時点で事業化人材としての活動は終了となります。

Q52 企業に所属している場合、その企業から承諾を得る必要があるとのことですが、副業禁止規定がある場合、承諾を得ることが困難であると想定されます。それについていかがお考えでしょうか？

A52 採択された場合は、本プログラム活動についてご所属機関から同意書を提出いただくことを必須要件としております。提出いただけない場合は活動ができないため、採択の取り消しになることを予めご了承ください。

Q53 所属機関の同意書について、本プログラム実施中は副業・兼業であるものの、起業に至った場合には、副業・兼業でなくなってしまう可能性があります。企業にとっては経験がないプログラムであり、それに同意をするかどうかは課題もあると思うが、どのように考えていますか？副業・兼業として認められない可能性があるかと懸念しています。

A53 まず、採択後にご提出いただく同意書については、本プログラムに参画することについて同意をいただくもので、同意書のご提出は必須とさせていただきます。また、採択後には、研究者訪問等の活動を円滑に行うために、JST のホームページにお名前を公開いたしますので、事前に所属機関とのご調整が必要となります。

Q54 所属機関の同意書について、将来的に起業をすることまで同意してもらう必要がありますか？

A54 本プログラムの活動を行うことについての同意書をご提出いただきます。

Q55 申請書に事業化構想と想定する技術シーズの記載欄がありますが、申請時点で事業プランの内容がどの程度必要か、また技術についてどの程度目途がついていけばいいか教えてください。

A55 申請書の様式 2 では①課題、②解決策、③解決に当たって注目するシーズと理由、④ご自身が実現できると考える理由を記載いただきますが、課題の設定・解決策・ご自身が実現できる理由については審査のポイントにもなりますので、明確に書いていただく必要があります。ただし、解決策についてはステージ 1 の活動などを得てピボットする可能性もありますし、解決策が最適かどうかという観点というよりは、課題から導いた解決策についてロジックが通っているかといった点を重要視します。シーズについては、ステージ 1 の活動でシーズ探索を行い、プログラムからも探索のサポートを行います。シーズを見つける力というものも求められる能力ですので、仮説レベルで結構ですので、記載をお願いします。もし難しい場合は、想定分野をできる限り絞って記載いただければと思います。

Q56 ステージ 1 に応募する際にも事前に技術者と話をし、それを元に事業化計画を描くのでしょうか？それとも全くの想像・想定で計画を作成するのでしょうか？後者の場合、その想定とする技術シーズがリストにない場合はステージ 1 の採択は不可になるのでしょうか（いわゆる足切りのな）？

A56 ステージ 1 応募の際には、まずはご自身の事業化構想をもとに提案書を作成していただきます。シーズ探索の対象範囲は、特に設けておりません。また、技術シーズのリストは用意していますが、あくまでシーズ探索サポートという位置づけです。

Q57 プレゼン動画は、PC 画面の録画+ 音声を記録した動画を提出するのでしょうか？それとも、資料は不要で、顔を映して口頭で話すのでしょうか？

A57 PC 画面（PPT 資料等）のご準備やご自身の顔出しは任意です。ご用意いただかなくても構いません。

Q58 企業に所属している場合、給与を本プログラムから得るということになると、了承を得ることが難しいのですが、ステージ 2 の 5 0 0 万円については給与を含みますか？

A58 ステージ 2 の活動において、研究者の所属機関の規定で可能な場合は、事業化人材に対する人件費・謝金を研究者の所属機関から支出することができます。勿論、人件費・謝金を受け取らない形で参加いただくことは可能です。

Q59 医療機器事業に興味があります。ステージ 1 の支援額の使い道として、旅費以外の目的：例えば薬事/知財などの専門家からの支援や想定ユーザー（主に医師）に対するヒアリング等の市場調査は可能でしょうか？

A59 レポートの購入費、外注、謝金などの費用は支出不可ですが、調査のための旅費と学会参加の費用は支出可能です。

Q60 ステージ 2 の費用は、研究者が研究開発用に使うのでしょうか。事業化人材の調査や旅費等の費用は出せませんでしょうか。事業化人材が大学に所属していない場合でも可能でしょうか？

A60 ステージ 2 における事業化人材の旅費等は、大学から支出いただくことを想定しておりますが、詳細は採択後に大学とご調整いただくこととなります。

Q61 申請書類については、研究者の成果ではなく、自分が何をやりたいかを記載すればよいのでしょうか？

A61 ご自身で考える事業化構想を記載いただきます。

Q62 すでに JST の他のプログラムで Funding されているシーズで応募することは可能ですか？

A62 START 事業ならびに大学発新産業創出基金事業では重複実施制限があるため、同時の実施はできません（ステージ 2 公募要領 2.11 応募の制限をご参照ください）。2 事業以外、例えば CREST や さきがけなどで推進しているシーズで応募することは可能です。

Q63 技術への理解が申し込み条件という点ですが、文系の申請者は採択が難しいでしょうか？

A63 文系の方であっても、これまでのご経験や現職、その他のプログラム参画を通して、技術への理解を身につけておられるのであれば、ご応募いただくことが可能です。

Q64 本業との兼ね合いで本年度の参加が難しい可能性があります。来年度以降も早暁プログラムの公募は予定されていますか？

A64 来年度以降も公募を行う予定です。

Q65 ディープテックではない中小企業の経営経験なども、評価の対象となりますか？

A65 ビジネス経験は「ビジネス経験を有する、もしくは事業化の知識を身につけていること」としており、ディープテック分野での経験は特に要件としておりません。

Q66 不採択となった場合、不採択理由を開示いただくことは可能でしょうか？

A66 受理された申請については、審査結果通知時に、採択理由・不採択理由をお知らせする予定です。

Q67 研究者が事業化人材として応募することはできないでしょうか？

A67 本プログラムでは研究者としてではなく事業化人材の立場として活動し、応募要件を満たす場合は応募可能です。

【ステージ 1 の活動費について】

Q68 活動費はどのように支払われるのか？

A68 活動実績に基づき、必要となった旅費をお支払いします。JST のマニュアルに基づき旅費を算出し、事後精算にてお支払いする予定です。

Q69 研修・イベントへの参加に必要な交通費等は自己負担となるのか？

A69 ステージ 1 での研修・イベントへの参加に必要な交通費・宿泊費は、JST が負担いたします。実際のお支払い方法は A28 と同様です。

Q70 旅費について、そのエビデンスとして請求書や領収書等を JST に提出する必要はあるのか？

A70 詳細な手続きについては、採択後にご案内いたします。

Q71 活動費を書籍購入や市場調査費等に使うことはできるか？また、人件費や謝金の支援はあるか？

A71 ステージ1の活動費は旅費と学会参加費（学会参加費については、要件あり）のみに使用することができます。ステージ2では旅費や書籍購入費、市場調査費用等をマッチングした研究者の所属機関から支出することが可能です。人件費や謝金については、プログラムの制度上支出可能としていますが、研究者の所属機関の規定によります。

Q72 ステージ1の旅費の詳細をお教え頂けますか？交通費と宿泊費だけなのか、現地での食費も含むのか知りたいです。

A72 交通費と、JSTの旅費規程に則り必要と判断される場合には、宿泊費は支給させていただく予定です。現地での食費の支給は対象外です。詳細は採択後にご案内いたします。

Q73 起業に成功して資金調達できる段階までは基本無給で、という理解でよろしいでしょうか？

A73 本プログラムの実施期間において、ステージ1では人件費は支出されません。ステージ2では、事業化人材の人件費・謝金も支出可としておりますが、研究代表者の所属機関から支出いただくこととなりますので、詳細は採択後に大学等とご調整いただくこととなります。